

徳島県告示第五百七十三号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年十二月十六日から施行する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一の3の(三)の表本店の項の項名を「本店営業部」に改め、同項中「徳島市西船場町二丁目」を「徳島市東新町一丁目」に改め、同表両国橋支店の項及びびかちどき橋支店の項中「徳島市東船場町二丁目」を「徳島市東新町一丁目」に改め、同表本店営業部新聞放送会館出張所の項中「徳島市西船場町二丁目」を「徳島市東新町一丁目」に改め、同表横浜支店の項の次に次のように加える。

本店営業部法人営業センター出張所

徳島市西船場町二丁目